

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
の翌日
から翌
日とする)

目 次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 家賃算定のため家賃算定基礎額に乗じる事業主体の定める数値は、〇・七以上一以下で知事が別に定めるものとする(第六條の四關係)
- 二 入居者の収入の申告は、毎年度、前年に係る収入について行うものとする(第六條の五關係)
- 三 収入超過者及び高額所得者の家賃の納付の方法、家賃等の減免又は徴収猶予の申請等その手続等については、収入の基準を満たした入居者の家賃に係る手続等と同様とすることとした。(第七條、第八條の二、第八條の四、第十四條關係)
- 四 社会福祉法人等による県営住宅の使用許可の申請手続等を定めることとした。

(第十六條の三、第十六條の五關係)

- 五 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 六 一の規則は、平成九年四月一日から施行することとした。
- 2 改正前の条例の規定により設置された県営住宅についての家賃の額、家賃の申告等に関する規定については平成十年三月三十一日までは適用せず、同年四月一日から適用するものとする(第六條の三)。
- 3 改正前の条例の規定により建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種別	住戸番号	戸数	一月の家賃額
西品治団地	第二種 県営住宅	二一〇一号から二一〇八号まで、二一一〇一号から二一一〇八号まで及び二一三〇一号から二一三〇八号までの住宅	二四	二二、五〇〇円

4 鳥取県特別県営住宅管理規則について所要の規定の整備を行うこととした。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第一条の三を削る。

第二条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同項第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「第四条第六号、第七号及び第八号」を「第四条第七号」に改め、同項第四号中「第四条第九号」を「第四条第八号」に改め、同条第二項第七号中「政令第二百四十号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「ホまで」を「へまで」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第三項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第四項中「第七号」を「第六号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（入居者の決定通知）

第二条の二 条例第六条第二項に規定する入居決定の通知は、県営住宅入居決定通知書（様式第六号）により行うものとする。

第三条の二 第一項中「女子」を「者」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 令第六条第一項第二号又は第三号に掲げる者

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条の二 中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第六条の三 第一項中「同居親族（条例第九条の二 第一項の規定により同居の承認を受けた者を含む。以下同じ。）」を「同居者」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第六条の四を次のように改める。

（事業主体の定める数値）

第六条の四 条例第九条の四 第二項に規定する事業主体の定める数値は、〇・七以上一

以下で知事が別に定める。

第六条の四の次に次の一条を加える。

（収入の申告等）

第六条の五 条例第九条の五 第一項の規定による収入の申告は、毎年度、前年に係る収入について行うものとする。

2 条例第九条の五 第一項の規定による収入の申告は、収入申告書（様式第十号の五）に第二条第二項第一号、第二号及び第六号に掲げる書類を添付してしなければならない。

3 条例第九条の五 第三項の規定による意見の申出は、収入額認定に対する意見申出書（様式第十号の六）を知事に提出してしなければならない。

第七条の見出し中「家賃等」を「家賃」に改め、同条第一項中「及び第二十一条第一項」を「（条例第二十一条第三項及び第二十一条の三 第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「及び割増賃料」を削り、同条第二項中「及び割増賃料」を削り、「県営住宅家賃等口座振替依頼書（様式第十号の五）」を「県営住宅家賃口座振替依頼書（様式第十号の七）」に、「県営住宅家賃等納入通知書送付依頼書（様式第十号の六）」を「県営住宅家賃納入通知書送付依頼書（様式第十号の八）」に改める。

第八条の見出し中「又は割増賃料」を削り、同条第一項第一号中「同居親族」を「同居者」に、「ある者」を「ある者」に改め、ただし書を削り、同項第二号中「同居親族」を「同居者」に改め、同条第五項中「第二十一条第三項」の下に「又は第二十一条の三 第三項」を加え、「割増賃料の免除」を「家賃又は金銭（以下「収入超過者家賃等」という。）の減免」に改め、同項第一号中「同居親族」を「同居者」に、「第十九条第三項に規定する収入基準」を「第五条第二号に掲げる金額」に改め、同条第六項中「家賃の減免又は割増賃料の免除」を「家賃又は収入超過者家賃等の減免」に、「こえない」を「超えない」に、「そのつ度」を「その都度」に改める。

第八条の二の見出し中「割増賃料」を「収入超過者家賃等」に改め、同条第一項中「第二十一条第三項」の下に「若しくは第二十一条の三 第三項」を加え、「割増賃料」を「収入超過者家賃等」に、「支払い」を「支払」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条の四第一項中「第二十一条第三項」の下に「若しくは第二十一条の三第三項」を加え、「割増賃料の免除」を「収入超過者家賃等の減免」に、「県営住宅家賃（割増賃料）減額（免除）申請書」を「県営住宅家賃等減額（免除）申請書」に、「県営住宅家賃（敷金・割増賃料）徴収猶予申請書」を「県営住宅家賃等徴収猶予申請書」に改め、同条第二項中「割増賃料」を「収入超過者家賃等」に、「県営住宅家賃（割増賃料）減額（免除）通知書」を「県営住宅家賃（免除）通知書」に、「県営住宅家賃（敷金・割増賃料）徴収猶予通知書」を「県営住宅家賃等徴収猶予通知書」に改め、同条第三項及び第四項中「割増賃料」を「収入超過者家賃等」に改める。

第十四条の見出しを「（収入超過者等に対する通知等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「収入基準超過の決定」を「収入超過者の認定」に、「同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「同条第三項」に、「収入基準超過決定通知書」を「収入超過者認定更生通知書」に改め、同条中同項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 条例第十九条第二項の規定による高額所得者の認定の通知及び同条第三項の規定による高額所得者の認定の更生の通知は、それぞれ高額所得者認定通知書（様式第二十五号）又は高額所得者認定更生通知書（様式第二十六号）により行うものとする。

第十四条第三項を削り、同条第四項中「第十九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第十九条第三項」に、「収入基準超過決定に対する意見申出書（様式第二十五号の二）」を「収入超過者（高額所得者）認定に対する意見申出書（様式第二十六号の二）」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条の三中「（様式第二十六号の四）」を「（様式第二十六号の三）」に改め、同条を第十四条の二とする。

第十五条中「第二十一条の三」を「第二十一条の四」に改める。

第十六条の二の次に次の三条を加える。

（社会福祉法人等の使用許可申請等）
 第十六条の三 条例第二十四条の三及び第二十四条の七の規定による申請及び申請内容

の変更の報告は、社会福祉法人等使用（変更）許可申請書（様式第三十号）を知事に提出してしなければならない。

（社会福祉法人等による県営住宅の使用に対する準用）

第十六条の四 第七条、第九条、第十一条、第十二条、第十六条及び第十六条の二の規定は、社会福祉法人等による県営住宅の使用の場合について準用する。この場合において、第七条中「家賃」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。

（特定優良賃貸住宅法第三条第四号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用に対する準用）

第十六条の五 第二条から第三条の三まで、第五条から第六条の三まで、第六条の五から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十六条の二の規定は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第三条第四号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用の場合について準用する。

別表を削る。

様式第一号中「様」を「様」に、「第6条」を「第6条第一項」に、「郵」を削る。

住所 氏名 氏名 住所 氏名
 ① ② ③ ④ ⑤
 「電話番号」に改め、「第」

「郵」を削り、同様式の備考4の(5)を削る。

様式第二号中「様」を「様」に、「第6条」を「第6条第一項」に、「郵」を削る。

住所 氏名 住所 氏名
 ① ② ③ ④ ⑤
 「電話番号」に改め、「第」

「郵」を削り、同様式の備考1中「様」の次に「、公営住宅の借上りに係る契約の終了」を加え、同様式の備考5の(6)を削る。

様式第三号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□□」を削り、

希望地域	希望団地名
希望種別	住戸型式

希望地域	住戸型式
希望団地名	

改める。

様式第七号中「殿」を「様」に、「受 第 号」を「 第 号」に改め、同様式の添付書類中の削り「」を削り、「同様式の別記一中「及び割増賃料」を削り、同様式の別記一の(2)中「収入基準超過があると決定され」と「収入超過者として認定され」に、「第21条第2項」を「第21条第1項」に、「割増賃料を家賃に準じて」と「家賃を」に改め、同様式の別記一中(3)を(4)に、(4)の次に次のように用いる。

(3) 県営住宅に入居後5年を経過し、収入の額が最近2年間引き続き公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第9条の金額を超え、高額所得者として認定された場合において当該住宅を明け渡すことができなるときは、条例第21条の3第1項の規定による近傍同種の住宅の家賃を納付する。

様式第七号の別記一の(2)中「同居の親族」と「同居していた者」に、「入居する」と「居住する」に改め、同様式の別記4中「同居の親族」と「同居者」に、「知事が指定する期日までに」と「速やかに」に改め、同様式の別記4中(6)を(8)とし、同様式の別記4の(5)中「33万9千円」を「令第9条の額」に改め、同様式の別記4中(5)を(7)とし、の前に次のように加える。

(6) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

様式第七号の別記4中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

様式第七号の別記一の(1)中「家賃又は割増賃料の全部若しくは」と「家賃の全部又は一部」に改め、同様式の別記一の(1)中を(2)とし、「イをウとし、同様式の別記7の

(1)の(ア)中「4の各項」を「4の(7)及び(8)」に改め、同様式の別記7の(1)中アをイとし、イの前に次のように加える。

ア 知事が4の(1)から(5)までに該当する者に明渡し請求を行ったときの損害賠償

様式第七号の別記一の(2)中「入居してから引き続き3年を経過した場合」と、「毎年度、」に改める。

様式第八号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□□」を削り、同様式の添付書類中「、住民票」を削る。

様式第十号の二中「受 第 号」を「 第 号」に、「殿」を「様」に、「第9条の2第1項」を「第9条の2」に改める。

様式第十号の六中「県営住宅家賃等納入通知書送付依頼書」と「県営住宅家賃納入通知書送付依頼書」に、「家賃等の」と「家賃の」に、「殿」を「様」に改め、同様式の備考中「県営住宅家賃等口座振替依頼書」と「県営住宅家賃口座振替依頼書」に改め、同様式を様式第十号の入とす。

様式第十号の五中「県営住宅家賃等口座振替依頼書」と「県営住宅家賃口座振替依頼書」に、

住宅管理所名	区分	家賃・割増賃料
住宅管理所名		

「(家賃・割増賃料)」を「家賃」に改め、同様式を様式第十号の七とし、様式第十号の四の次に次の二様式を加える。

様式第10号の5（第6条の5関係）

収 入 申 告 書

職 氏 名 様

年 月 日

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。

居住地第 号
入居者 氏 名

連絡先電話番号

㊦

団 地 名	入 居 年 月 日	入 居 別 居 の 別	職 業 (勤務先)	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		控 除 額	控 除 合 計
				収入の状況	収入の状況	収入の状況	収入の状況	収入の状況	収入の状況				
氏 名	生 年 月 日	同・別	同・別	収入の総額	所得税法の1年間の総所得額	同居親族又は扶養親族等控除	老人扶養親族又は老人配偶者控除	特定扶養親族控除	障害者除	特別障害者除	老年者除	寡婦又は寡夫控除	控 除 合 計
MT SH	・ ・	同・別	同・別	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
MT SH	・ ・	同・別	同・別										
MT SH	・ ・	同・別	同・別										
MT SH	・ ・	同・別	同・別										
MT SH	・ ・	同・別	同・別										
MT SH	・ ・	同・別	同・別										
計				(A)	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(B) = (ア~キ)	
※収入認定額	※収入月額	(A) - (B)											
※収入超過者に対する家賃		12											
※高額所得者に対する家賃													
※摘要													

備考

- 1 入居者、同居者及び別居の扶養親族並びに控除対象配偶者全員について、記入してください。
- 2 年の中途において、就職又は事業を経営したときは、職業欄に就職年月日又は事業開始年月日を記入してください。
- 3 入居者との続柄は、右続柄コード表により該当する番号を記入してください。
- 4 「※」印欄は、記入しないでください。
- 5 この申告書は、毎年度、指定された日までに提出してください。（ただし、本年1月1日から指定された日までに入居申・同居者込みした者で、前年の所得証明書を提出し、かつ、入居申込み後、入居者、同居者及び別居の扶養親族並びに控除対象配偶者の収入に変動のない者については提出の必要はありません。）
- 6 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 入居者、同居者等の市町村長又は税務署長の所得証明書、源泉徴収票、給与証明書その他収入を証する書類
 - (2) 控除額がある場合において、(1)の書類で証明ができないときは、これを証明する書類

続柄コード
1：本人
2：配偶者
3：子供
4：親
5：その他

様式第10号の6 (第6条の5関係)

収入額認定に対する意見申出書

職 氏 名 様
年 月 日付 第 号で通知のあった収入の額の認定については、その認定を更正していただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所

申出者

氏 名

(電話番号
記

〒 号

第 号

収入の変動者等の氏名	続柄	生年月日	理由	変動又は該当した日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類

- (1) 退職又は休職による場合 雇用保険受給資格者証の写し又は勤務先の証明書
 - (2) 出生、死亡、転出、転入、老年者又は老人扶養による場合 住民票
 - (3) 寡婦による場合 戸籍謄本
 - (4) 障害者の場合 障害者手帳の写し
- 2 その他収入を証明する書類又は収入状況の変動の事実を証明する書類

第七十一号の「県営住宅家賃(割増賃料)減額(免除)申請書」を「県営住宅家賃等減額(免除)申請書」及び「殿」や「様」及び「家賃(割増賃料)の減額」や「家賃等の減額」に添付し「□□□□-□□□」や添付

家賃(割増賃料)の減額	家賃(割増賃料)の減額	月額	円
減額(免除)の希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	月額	円

家賃等の減額	家賃(割増賃料)の減額	月額	円
減額(免除)の希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	月額	円

並びに「同居の親族」や「同居者」に添付

第七十一号の「県営住宅家賃(敷金・割増賃料)徴収猶予申請書」や「県営住宅家賃等徴収猶予申請書」及び「殿」や「様」及び「家賃(敷金・割増賃料)の徴収」や「家賃等の徴収」に添付し「□□□□-□□□」や添付

家賃(敷金・割増賃料)の最終納入年月	敷金(割増賃料)	円
徴収猶予希望期間及びその金額	年 月 日から 年 月 日まで	円

家賃等の減額	敷金(割増賃料)	円
	円(月額)	円(月額)

家賃等の最終納入年月	家賃 条第21条の3第2項に規定する金額	年 月 日
徴収猶予希望期間及びその金額	敷金	年 月 日から 年 月 日まで 月分 円
	家賃	年 月 日から 年 月 日まで 月分 円
	条第21条の3第2項に規定する金額	年 月 日から 年 月 日まで 月分 円

この「回覧表」は送付先として「同居の親族」や「同居者」に送付する。

また、第11条の15「県営住宅家賃(割増賃料)減額(免除)通知書」や「県営住宅家賃等減額(免除)通知書」及び「受第号」や「第号」及び「般」や「様」及び「家賃(割増賃料)の減額」や「家賃等の減額」及び

減額(免除)後の家賃(割増賃料)の減額	家賃 割増賃料	円(月額) 円(月額)
減額(免除)の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

減額(免除)後の家賃等の減額	家賃 条第21条の3第2項に規定する金額	月額 円
減額(免除)の期間	家賃	年 月 日から 年 月 日まで 月分 円
	条第21条の3第2項に規定する金額	年 月 日から 年 月 日まで

「家賃(割増賃料)を」と「家賃等」とを定める。

また、第11条の15「県営住宅家賃(敷金・割増賃料)徴収猶予通知書」や「県営住宅家賃等徴収猶予通知書」及び「受第号」や「第号」及び「般」や「様」及び「家賃(敷金・割増賃料)の」と「家賃等の」と

徴収を猶予する金額	敷金 家賃 割増賃料	円(月分) 円(月分) 円(月分)
-----------	------------------	-------------------------

徴収を猶予する金額	敷金 家賃 条第21条の3第2項に規定する金額	円(月分) 円(月分) 円(月分)
-----------	-------------------------------	-------------------------

また、第11条の15「収入基準超過決定通知書」や「収入超過者認定通知書」及び「受第号」や「第号」及び「般」や「様」及び「般」や「様」及び「第19条第3項の収入基準を超えているので、同条第1項」や「第19条第1項の規定に基づき収入超過者として認定したので、同項」及び「従来の家賃に加えて、次の割増賃料」や「同条第21条第1項に定める家賃」及び

家賃(C)	円	割増賃料の倍率(D)	
割増賃料額(C)×(D)	円	収入基準超過決定(認定)日	年 月 日

現行家賃	円	収入超過者	年 月 日
収入超過者に対する家賃	円	認定日	

「同居親族の」と「同居者の」とを定める。

また、第11条の15「収入基準超過決定更正通知書」や「収入超過者認定更正通知書」及び「受第号」や「第号」及び「般」や「様」及び「般」や「様」及び「第19条第4項(第5項)の規定により」や「第19条第3項の規定に基づき」及び「同条第4項(第7項)において準用する第4項)」や「同項」及び

家 賃 (C)	円	割増賃料の倍率 (D)	
割 増 賃 料 額 (C)×(D)	円	収入基準超過がなく なった (減少) 日	年 月 日

現 行 家 賃	円	収入超過がなく なった (減少) 日	年 月 日
更 正 後 家 賃	円		

「同居親族の」や「同居者の」に該当する。

様式第二十五号及び様式第二十五号の二に該当する。

様式第二十六号中「(第14条の2関係)」や「(第14条関係)」及び「高額所得者認定通知書」や「高額所得者認定通知書」並びに「発」並びに「第 種」や並ぶ「殿」や「様」並びに「第19条の2第1項の収入を超えているので」や「第19条第2項の規定に基づき高額所得者として認定したので」並びに「同居親族の」や「同居者の」並びに「第6条の3第2項」や「第9条第2項」並びに「第1条第3項」や「第1条第3号」に該当する様式第二十五号に該当する。

様式第二十六号中「(第14条の2関係)」や「(第14条関係)」並びに「高額所得更正通知書」や「高額所得者認定更正通知書」並びに「発 第 号」や「第 号」並びに「第 種」や並ぶ「殿」や「様」並びに「高額所得収入基準超過については、次のとおり更正を決定したので」や「高額所得者の認定については」並びに「第19条の2第3項において準用する同条例第19条第5項(第7項)」や「第19条第3項の規定に基づき、次のとおり更正を決定したので、同項」並びに「同居親族の」や「同居者の」並びに「第6条の3第2項」や「第9条第2項」並びに「第1条第3項」や「第1条第3号」に該当する様式第二十五号に該当する。

様式第二十六号中「(第14条の2関係)」や「(第14条関係)」並びに「高額所得収入基準超過決定に対する意見申出書」や「収入超過者(高額所得者)認定に対する意見申出書」並びに「殿」や「様」並びに「受 第 号」や「第 号」並びに「高額所得収入基準超過に」や「収入超過者(高額所得者)の認定に」並びに「その決定」や「その認定」に

並びに「□□□-□□□」を添付し、同様式を様式第二十六号の二に添付する。

様式第二十六号の四中「(第14条の3関係)」や「(第14条の2関係)」並びに「殿」や「様」並びに「発 第 号」や「第 号」に該当する「□□□-□□□」を添付し、同様式を様式第二十六号の三に添付する。

様式第二十七号中「殿」や「様」並びに「受 第 号」や「第 号」並びに「収入基準超過の決定」や「収入超過者の認定」に該当する「□□□-□□□」を添付する。

様式第二十七号の次に次の一様式を添付する。

様式第30号 (第16条の3関係)

社会福祉法人等使用 (変更) 許可申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅を使用 (変更) したいので、申請します。

住 所
申請者 氏 名
④ (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

記

許可申請名	団地第	号
許可申請構造・面積		
県営住宅使用目的及び使用する社会福祉事業等の概要		
定 員	人	
世 話 人	氏 名	年 齢
		職 歴

居住者の状況	年齢	性別	就労予定	収入見込額		徴収予定額		援護実施者 (福祉事務所)
				(月額)	(円)	(月額)	(円)	
A				年金 その他 の計		賃金 共益費 その他 の計		
B				年金 その他 の計		賃金 共益費 その他 の計		
C				年金 その他 の計		賃金 共益費 その他 の計		
D				年金 その他 の計		賃金 共益費 その他 の計		

使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 添付書類
- 1 関係図面 (位置図、平面図等)
 - 2 グループホーム運営承認申請書・承認書等
 - 3 運営主体の定款等

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成九年三月鳥取県条例第八号)による改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の規定に基づいて設置された県営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の鳥取県

営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第六条の二から第八条の四まで、第十四条から第十五条まで、様式第一号から様式第三号まで、様式第七号、様式第十号の二、様式第十号の五から様式第十四号まで、様式第二十三号から様式第二十七号までの規定は適用せず、この規則による改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第一条の二、第一条の三、第六条の二から第八条の四まで、第十四条から第十五条まで、別表、様式第一号から様式第三号まで、様式第七号、様式第八号、様式第十号の二、様式第十号の五から様式第十四号まで、様式第二十三号から様式第二十六号の三まで及び様式第二十七号の規定は、なおその効力を有する。

(旧規則の一部改正)

- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則別表西品治団地の項を次のように改める。

西品治団地		第二種県営住宅	面積	賃料
		二六号から五三号までの住宅	二八	八、六〇〇円
		一一〇一号から一一〇六号まで、一一二〇一号から一一二〇六号まで及び一一三〇一号から一一三〇六号までの住宅	一八	二〇、六〇〇円
		二一一〇一号から二一一〇八号まで、二一一〇一号から二一一〇八号まで及び二一一〇一号から二一一〇八号までの住宅	一四	二二、五〇〇円

(鳥取県特別県営住宅管理規則の一部改正)

- 4 鳥取県特別県営住宅管理規則(昭和四十三年五月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第一条の三、」を削り、「第四号」の下に「並びに第四項」を加え、「第

三条から第六条の三まで」を「第二条の二から第六条の二まで」に改め、「割増賃料の納付に関する部分を除く。」を削り、「割増賃料の免除」を「収入超過者家賃等の減免」に、「割増賃料の徴収」を「収入超過者家賃等の徴収」に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】